

神戸市屋外広告物条例および同施行規則の改正に伴い令和2年7月1日申請分より

看板の点検ルールが変わりました

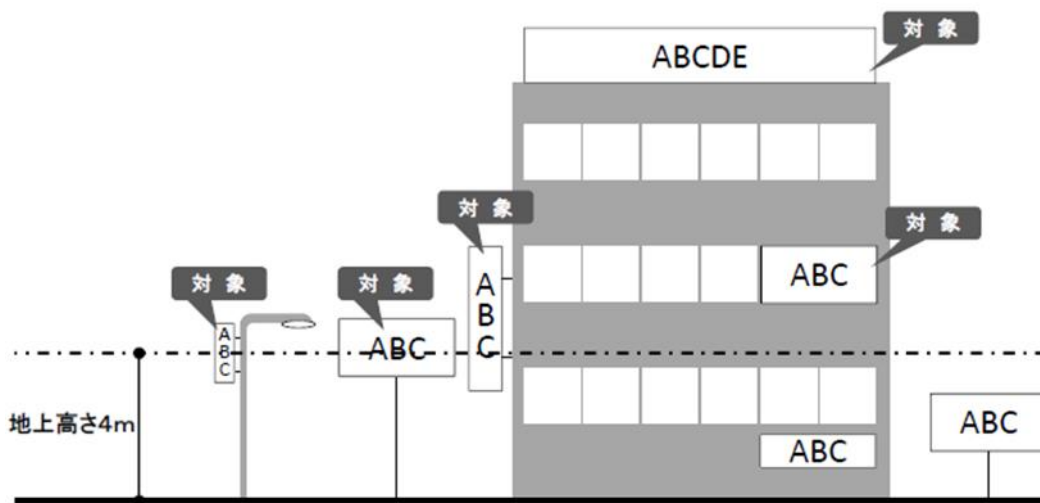
屋外広告物の安全対策を推進するため、神戸市屋外広告物条例及び同施行規則を改正しました。
令和2年7月1日以降に屋外広告物（いわゆる看板）の更新申請書を提出される場合は、以下の方法にて事前の自己点検を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

変更点1 有資格者点検の義務化

以下の①と②の両方に該当する屋外広告物については、有資格者による点検を義務とします。（有資格者の該当要件は裏面参照）

- ①申請時点で表示又は設置から8年が経過しているもの
- ②上端の地上からの高さが4メートルを超えるもの

※許可の有効期間が1年を超えないもの（幕、のぼり、はり紙等）及び広告物を掲出することを専らの用途としない物件（建築物の壁面等）に塗料やシート等で表示するものを除く。



変更点2 点検報告書の改定（点検項目の詳細化）

点検報告書の様式を改定し、国の点検指針案^{※1}を踏まえて点検項目を詳細化^{※2}します。

※1：屋外広告物の安全点検に関する指針（案），平成29年7月 国土交通省

※2：点検報告書については、有資格者点検か否かにかかわらず点検項目を詳細化しますので、ご注意ください。

Q & A ・ お問い合わせ先は裏面をご覧ください

Q & A

Q1. 新しい点検ルールはいつから適用されるのか？

A1. 令和2年7月1日以降の申請から新しい点検ルール（表面の変更点1と変更点2）が適用されます。したがって、令和2年9月30日以降許可が満了する広告物については、更新申請の際に新しい点検ルールに基づき点検を行っていただきます。

Q2. 有資格者点検の適用が除外される広告物はあるのか？

A2. 幕、のぼり、はり紙、車両ラッピングなど許可の有効期間が1年を超えないものや、壁面広告物のうち、建物の壁面に直接塗装するものやシート等で表示する広告物の点検者は有資格者であることを要しません。

Q3. 設置から8年以上が経過した広告物は全て有資格者点検の対象となるのか？

A3. いいえ。設置から8年が経過した広告物であっても、上端の高さが地上から4メートルを超えない広告物の点検者は有資格者であることを要しません。

Q4. 有資格者点検の該当要件の1つとして、経過年数を「8年」以上としている理由は？

A4. 概ね10年が経過するものを有資格者点検の対象とする趣旨から、更新の申請（原則3年毎）の時点で「8年が経過しているもの」と表現しています。

Q5. 上端の高さが地上から4メートルを超える広告物は全て有資格者点検の対象となるのか？

A5. いいえ。上端の高さが地上から4メートルを超える広告物であっても、設置から8年が経過していない広告物の点検者は有資格者であることを要しません。一般的には、許可期間3年の広告物であれば、3回目以降の更新許可申請の際に有資格者点検が必要となります。

Q6. 上端の高さが地上から4メートルを超えると判断する方法は？

A6. 広告物（表示面のほか、脚部やブラケットなどの広告物に付帯する構造物を全て含む）の上端の地上高で判断してください。なお、広告物自体の高さが4メートルを超えている場合は、取り付け高さにかかわらず、その上端が地上から4メートルを超えています。

Q7. 有資格者の該当要件は？

A7. 屋外広告士、屋外広告物点検技能講習修了者、建築士（1級又は2級）、電気工事士（第1種又は第2種）、特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者（ネオン工事に係るもの）、電気主任技術者（第1種、第2種、第3種のいずれか）、公共職業訓練の修了者（広告美術仕上げ科）、職業訓練指導員免許を受けている者（広告美術科）、技能検定合格者（広告美術仕上げ）である必要があります。

Q8. 有資格者点検をどこに頼めばよいか分からない。

A8. お困りの場合は、屋外広告物の業界団体である兵庫県屋外広告美術協同組合にご相談ください。（<https://www.hyokobi.net/>、TEL：078-261-9217）

本件に関する詳細な情報や、お問い合わせ先については、以下をご確認ください。

神戸市ホームページ https://www.city.kobe.lg.jp/a69673/dourokanri/sign_safety.html

問い合わせ先：神戸市建設局道路管理課

TEL：078-595-6389（屋外広告物担当）

